破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８８号
千葉県流山市駒木台53番地
債務者　大沢　修一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５００号
千葉県松戸市上矢切236番地の７　向井方
債務者　日高紀美重
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１０号
千葉県松戸市松戸1591番地　浅間台ハイホーム102号
債務者　塩澤　　幸
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０１号
北海道茅部郡森町字東森町129番地の20
債務者　竹嶋　孝士
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３０３号
北海道二海郡八雲町本町156番地　マンションバウ５号室
債務者　川上　睦雄
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
三重県志摩市大王町波切1539番地３
債務者　野村　絹代
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１８１９号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目17番22号　アムールシライＡ―203号
債務者　大森真由美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２８号
横浜市港北区仲手原２丁目29番10号　森ハイツ101
債務者　橋本　雅代（旧姓梅沢）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８３１号
神奈川県藤沢市長後1155番地の１　アネックスユウ201号室
債務者　小野寺　舞
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７３号
静岡県浜松市中区菅原町12番10―310号　ニューライフ浜松
債務者　坂本　貴子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目24番16号　ロイヤルメゾン秀栄108
債務者　谷口　秀人
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
静岡県磐田市今之浦４丁目４番地２　セントラルハイツ204、前住所静岡県磐田市上大之郷61番地12　アドバンス磐田寮Ａ101
債務者　小林　菊代
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
静岡県浜松市中区新津町716番地　ＳＣＨＬＯＳＳ103号室
債務者　矢部　珠美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
静岡県湖西市鷲津3622番地　谷上パナハイツＡ―101
債務者　前田　裕騎
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
静岡県浜松市中区曳馬５丁目９番15号　ガーデンハイムⅡ102
債務者　七宮由香理
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係